

食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成21年1月27日 20生産第5729号

第1 協議会

1 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20生産第5728号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の1のなお書きに掲げる協議会（第1において「協議会」という。）とは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 構成員に農業者団体及び市町村が含まれていること（ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認める場合はこの限りではない。）
- (3) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 協議会長又はその地位を継承した者は、対策の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。

3 要綱第2の2の別に定める手続とは、次のとおりとする。

(1) 協議会は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して要綱第3に定める事業を行おうとする場合であって、協議会規約等が定められているときは、必要に応じて協議会規約を改正するとともに、本対策に係る事業計画書を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

(2) 協議会長は、協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「水田対策要綱」という。）第4の1の都道府県水田農業推進協議会のことをいう。以下「都道府県協議会」という。）に会員名簿、協議会の運営に係る規約その他の規程及び事業計画書を添えて、参考様式第1号により承認を申請しなければならない。

(3) 都道府県協議会長は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、協議会長に通知しなければならない。

(4) 協議会長は、本対策に係る協議会規約を変更しようとするときは、都道府県協議会に参考様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、都道府県協議会が行う審査から承認の通知までの手続は(3)に準ずるものとする。

(5) 協議会長は、(1)のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに都道府県協議会に参考様式第3号により届けなければならない。

4 要綱第2の3の別に定める手続きとは、次のとおりとする。

都道府県協議会は、協議会が3の(1)の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、3の(3)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ地方農政局長(北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、3の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

第2 助成内容

1 要綱第3の1の作付拡大とは、生産調整の拡大に伴う作付拡大、調整水田等不作付地への作付拡大、水田裏作への作付拡大、畑不作付地への作付拡大とし、その面積は農業者ごとの平成21年産の作付面積から平成20年産の作付面積を減じた面積を基本とする。ただし、2に規定する場合を除き、主食用米及び緑肥作物等以外の作物から、麦への作付転換は含まないものとする。

2 主食用米及び緑肥作物等以外の作物が作付けされていた水田・畑において麦を作付けした場合で、本事業において助成対象とする作付拡大(以下「作付転換」という。)とは、転換前の既存作付作物の収穫物を原則として出荷していない、又は、ほ場条件により品質・収量が劣る等の場合で、作付転換をしても需要に応じた生産量を確保できる等産地の生産体制を損なわないものとして地域協議会(水田対策要綱第4の2の地域水田農業推進協議会のことをいう。)又は要綱第2の2の承認を受けた協議会(以下「地域協議会等」という。)の長が認定した場合とする。

3 2に係る認定を行おうとする地域協議会等の長は、予め参考様式第4号により都道府県協議会長に協議し、承認を受けなければならない。

4 2の承認をした都道府県協議会長は、参考様式第5号により、地方農政局長等に報告するものとする。この場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して行うものとする。

- 5 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱（平成20年2月6日付け19総食第966号農林水産事務次官依命通知）における緊急一時金の交付を受け、先駆的に麦の作付拡大を図った地域のうち、地域協議会等の長からの申出がある場合においては、前述の作付拡大面積に、緊急一時金の対象とした麦の作付面積を加えた面積を作付拡大面積とすることができるものとする。
- 6 2において作付転換を行った場合には、転換前の作物に助成されていた産地づくり交付金（水田対策要綱別紙1第2の1の産地づくり交付金をいう。以下同じ。）の助成相当額を、5の緊急一時金の対象面積を作付拡大面積に加えた場合には、緊急一時金の単年度あたり助成相当額を、地域協議会等に対する平成21年度の水田農業構造改革交付金を含む類似の助成金から減額調整するものとする。
- 7 農業者間の取り決めによりブロックローテーションを実施している場合は、ブロックローテーション参加者全員の作付面積の合計により作付拡大の面積を算定するものとする。
- 8 平成21年産以降に設立された法人、特定農業団体又は特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織の場合、平成20年産の作付面積はそれぞれの構成員の平成20年産の作付面積の合計とし、作付拡大の面積を算定するものとする。
- 9 農外から新規参入した者にあつては、平成20年産における作付面積は0として作付拡大面積を算定するものとする。この場合の農外からの新規参入した者とは、親族の農業経営を継承した個人を除くものとする。
- 10 作付拡大の面積は、原則として、農作物共済加入面積（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省経営局長通知）第1章第5節の2の引受面積。以下同じ。）及び畑作物共済加入面積（畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知）第1章第6節の2の引受面積。以下同じ。）により確認する。

なお、農作物共済加入面積及び畑作物共済加入面積による確認ができない場合であつて、水稻生産実施計画書（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の2の地域水田農業協議会において水田農業構造改革対策実施要領第2に基づく生産調整実施者等の確認に用いている水稻生産実施計画書上の面積をいう。以下同じ。）その他の客観的なデータ等による確認が可能となるときは、当該データを用いることができる。
- 11 要綱第3の1の(1)の生産調整を実施とは、以下のとおりとする。
 - (1) 平成21年産において、水田対策要綱第6の1の規定による確認を受けることが確実であること。

(2) 平成21年度において、集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。）第4の2に定める生産者拠出金を拠出することが確実であること。

12 要綱第3の1の(2)のは種前契約の締結等とは、民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号食糧庁長官通知）に基づく契約等を締結していることとする。

13 要綱第3の1の(3)の低コスト化・高品質化の推進とは、以下のとおりとする。

(1) 平成22年産麦の作付において、別表に掲げる技術のうち、2つ以上の技術の導入に取り組む計画を策定するものとする。

(2) 都道府県協議会長は、地域の実態等を踏まえ、別表に掲げる技術以外の技術でその導入を推進する技術について、都道府県特認技術として設定することができるものとする。この場合、都道府県協議会長は、第5の1に掲げる事業実施計画書にその旨記載するものとする。

第3 助成単価

1 要綱第5の2に掲げる助成額の算定は、次式により助成対象者ごとに行うものとする。その際、単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、0円を下回る場合にあっては0円とする。

$$\text{助成対象者の助成額（円）} = \text{作付拡大面積（m}^2\text{）} \times \text{助成単価（円）}$$

2 1の算定の際に用いられる助成単価は、10アール当たり15,000円とする。ただし、水田において麦の作付の後に平成21年産の夏期作物の作付けを行わない場合には、10アール当たり35,000円とする。

第4 業務方法書の作成及び承認の手続

要綱第6の生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

1 都道府県協議会は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長等に参考様式第6号により承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

(1) 本対策により積み立てた資金の管理に関する事項

(2) 地域協議会等から都道府県協議会への助成金の申請に関する事項

(3) 都道府県協議会から地域協議会等への助成金の支払いに関する事項

(4) 地域協議会等から都道府県協議会への本対策の実施状況の報告に関する事項

(5) その他業務運営に必要な事項

2 1の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければ

ならない。

- 3 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に参考様式第7号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2に準ずるものとする。

第5 実施手続き

- 1 要綱第7の生産局長が別に定める事業実施計画書の作成は、次に定めるとおりとする。

- (1) 都道府県協議会長は、参考様式第8号により都道府県作付拡大計画書を作成し、参考様式第9号により地方農政局長等に提出するものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。
- (2) 都道府県協議会長は、要綱第7の2の変更以外の変更を行った場合には、参考様式第9号により地方農政局長等に報告しなければならない。

2 地域作付拡大計画書

- (1) 地域協議会等の長は、参考様式第10号により地域作付拡大計画書を作成し、参考様式第11号により都道府県協議会長に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 地域協議会等の長は、地域作付拡大計画書を変更又は廃止するときは、参考様式第11号により都道府県協議会長に報告しなければならない。

3 作付拡大営農計画書

- (1) 事業実施者は、参考様式第12号により作付拡大営農計画書を作成し、地域協議会等の長に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、作付営農拡大計画書を変更、又は廃止するときは、参考様式第12号により地域協議会等の長に報告しなければならない。

- 4 地域協議会等の区域を越えて耕作している事業実施者については、次に定める方法により取り扱うものとする。

事業実施者が住所を有し、又は所在する市町村の区域が属する地域協議会等（4において「住所地協議会」という。）に提出することを基本とするが、その者が耕作している水田・畑が所在している地域協議会等（4において「出作地協議会」という。）にも作付拡大営農計画書を提出することができる。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、作付拡大営農計画書の提出を受けた住所地協議会又は出作地協議会がそれぞれ行うものとし、必要に応じ、住所地協議会にあっては出作地協議会等の協力を、出作地協議会にあっては住所地協議会等の協力を求めるものとする。ただし、作付拡大営農計画書の提出を受けた地域協議会長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該作付拡大営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外すことができる。

5 助成金の交付の手續等

- (1) 事業実施者は、業務方法書に定めるところにより、地域協議会等に対し助成金の交付申請を行うものとする。
- (2) 地域協議会等は、業務方法書に定めるところにより、都道府県協議会に対し助成金の交付申請を行うものとする。
- (3) 地域協議会等は、作付拡大営農計画書に基づき作付拡大が実施されることが確実と見込まれる場合には、助成金を交付できるものとする。

6 助成金の返納

- (1) 本事業による助成金の交付を受けた者が、地域協議会等から助成金を受けた後に要綱第3の1に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の全額又は一部を地域協議会等に速やかに返納しなければならない。
- (2) (1)の返納があった場合、地域協議会等は、速やかに都道府県協議会に返納しなければならない。
- (3) (2)により返納があった場合、都道府県協議会は、速やかに国に返納しなければならない。

7 要綱第7の2の事業実施計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 交付額の3割を超える増減

8 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会等は、要綱第5に定める助成措置に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会等の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会等以外の者に委託することができるものとする。

第6 資金の管理

- 1 都道府県協議会は、国から交付される助成金の全額を資金として積み立てるものとする。
- 2 都道府県協議会は、1の資金を次のとおり管理・運用するものとする。
 - (1) 都道府県協議会は、本資金について、他の事業と区分して経理しなければならない。
 - (2) 都道府県協議会は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。
 - (3) 都道府県協議会は、本資金について、平成21年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

第7 実施状況報告等

要綱第8に定める実施状況の報告は、次に定めるとおりとする。

1 事業実施状況の報告

都道府県協議会は、事業の実施状況について、地域協議会等からの報告を取りまとめ、平成22年1月末日までに参考様式第13号により地方農政局長等に報告を行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、報告を受けた事業の実施状況報告等の内容について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会に対し、本事業の適正かつ円滑な実施を指導・助言するものとする。

3 資金管理状況報告書の提出

都道府県協議会長は、資金造成事業により造成した資金の収支を勘定ごとに取りまとめて参考様式第14号により資金管理状況報告書を作成し、最終支出を行った日から1月を経過した日までに地方農政局長等に提出するものとする。

4 1及び3において報告を行う場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会については、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

5 地方農政局長等は、1に関わらず必要に応じて都道府県協議会及び地域協議会等に対し、実施状況について報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況報告の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求めたり現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会及び地域協議会等は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

第8 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月27日から施行する。